

物件調書

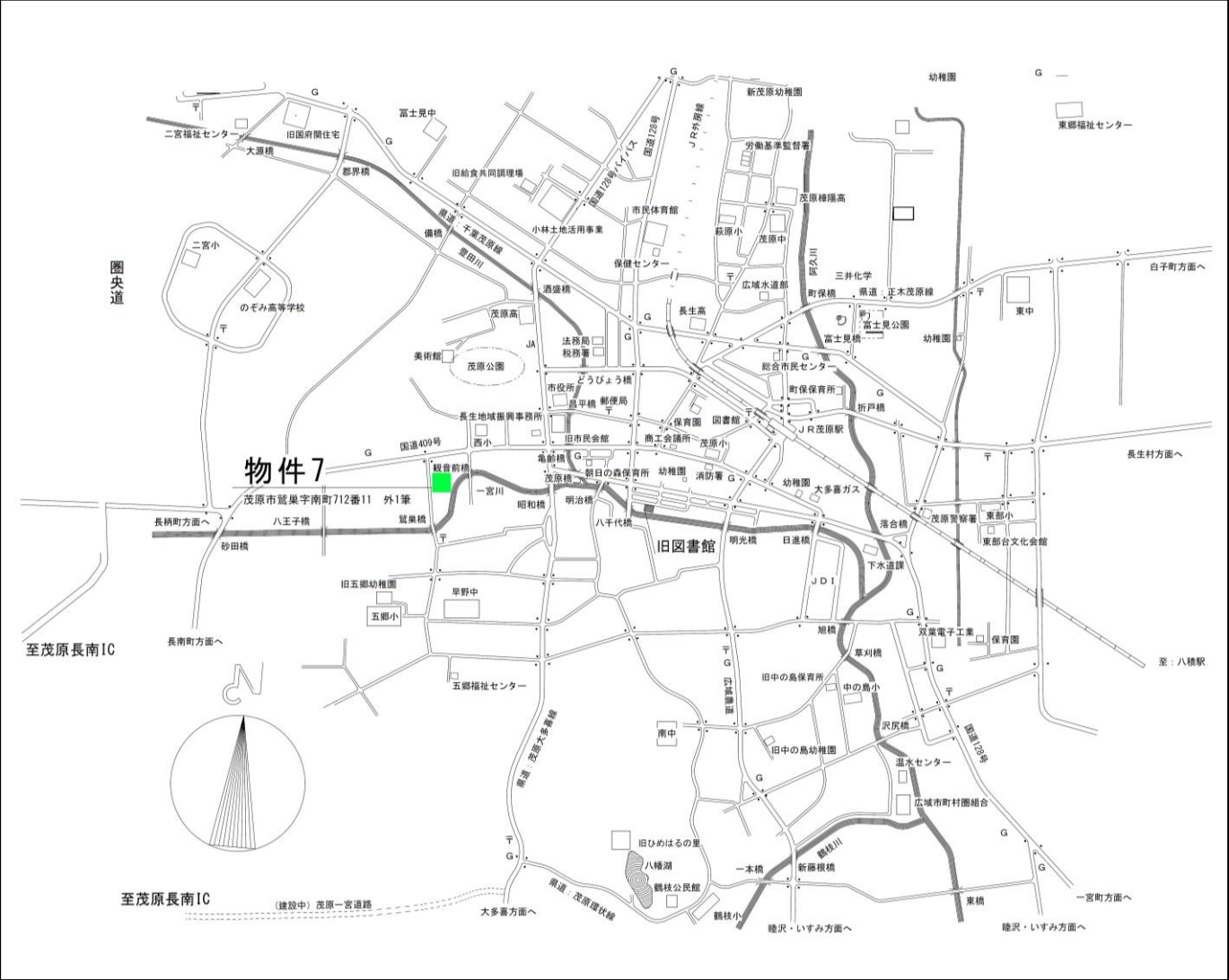
【物件番号】	-
--------	---

所在地		茂原市鷲巣字南町712番11 外1筆				地 目	宅地・雑種地
住居表示		-				形 状	概ね平坦な略三角形地
敷地面積		362.90㎡					
接面道路 の状況		北側：市道3級7475号線 幅員約6mの舗装市道に約0.3～0.4m高く接面 東側：市道3級7470号線 幅員約6mの舗装市道に約0.3～0.4m高く接面 南側：市道3級7476号線 幅員約6mの舗装市道に約0.3～0.4m高く接面					
法令に基 づく制 限	建 都 築 市 基 計 準 画 法 法	都市計画区域内非線引					
		用途地域	第1種低層住居地域				
		地域・地区	-				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	なし				
		防火指定	なし				
	そ の 他	建築基準法第22条区域、日影規制、景観法及び茂原市景観条例に基づく景観計画区域					
私道の負担等に関 する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		事業所名		電話番号	
	電気	可		東京電力(株)千葉カスタマーセンター		0120-995-551	
	公営水道	有		長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課		0475-23-9482	
	公共下水道	無		茂原市都市建設部下水道課		0475-20-1549	
	都市ガス	可		大多喜ガス(株)茂原サービスセンター		0475-24-6151	
交通機関	鉄道等	JR外房線 茂原駅から約2.5km					
	車	圏央道茂原長南ICから約5.4km 車で約10分					
	バス	小湊バス「鷲巣」から約0.3km 徒歩で約4分					
公共施設	西小学校 約0.5km 富士見中学校 約2.9km 茂原市役所 約1.0km						
◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)							
あ.面積及び地目 ・不動産登記記録上の地目と地積は、次のとおりです。 ①712番11 宅地 322.89㎡ ②712番12 宅地 40.01㎡							
い.隣接地(接面道路を含む。)との高低差 ・北側の舗装市道に約0.3～0.4m高く接面しています。 ・東側の舗装市道に約0.3～0.4m高く接面しています。 ・南側の舗装市道に約0.3～0.4m高く接面しています。							
う.本地内の高低差 ・概ね平坦な更地です。							

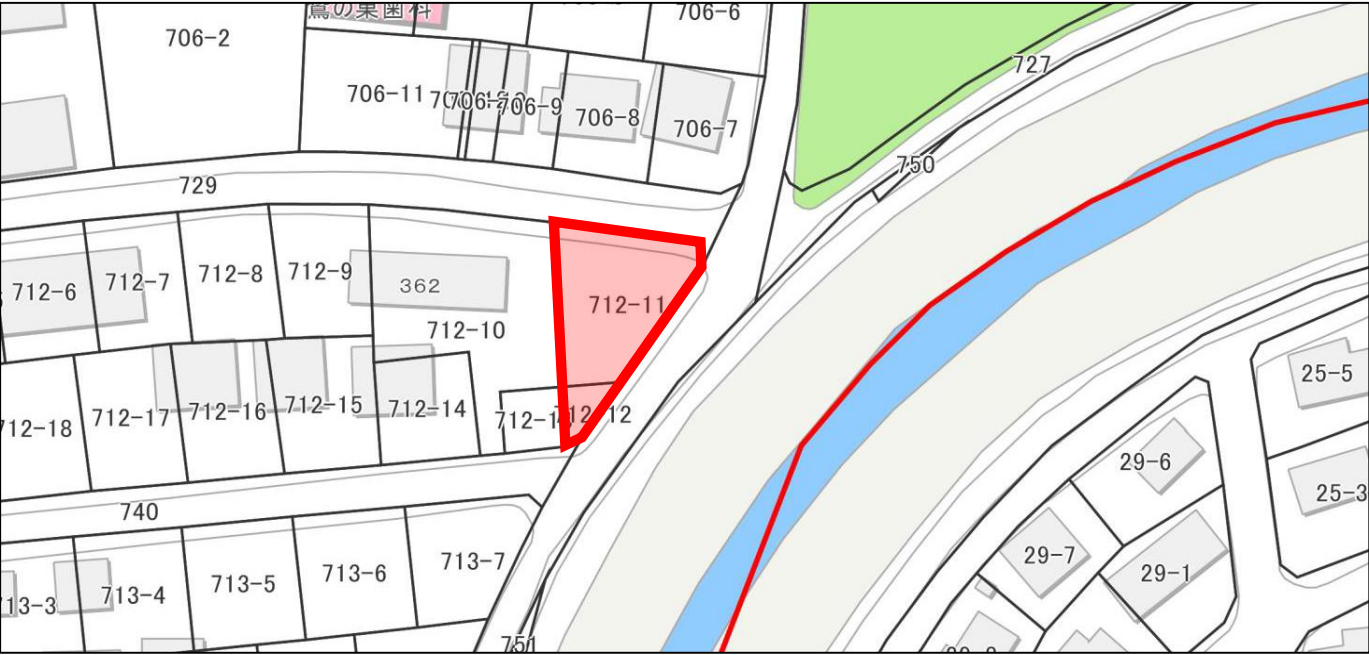
え.障壁(擁壁)等の状況
・なし。
・なし。
なし。
か.物件内の工作物及び樹木等の状況
・北東側に東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱とその支柱が各1本(計2本)設置されています。
き.「私道の負担等に関する事項(負担の内容)」
・なし。
く.供給処理施設の状況
・上水道は引き込みは済んでいます。
・電気、都市ガスの引き込みは可能ですが、引込み費用が必要になります。
け.その他
・本地は、近くに公園があり、周辺は分譲住宅地、従来一般住宅地の他、大規模店舗があり利便性に富んでいます。 ・本地は、平成6年に区画整理により造成された区画です。 ・茂原市洪水ハザードマップにおいて、想定災害規模(1000年に1回程度の発生確率)で想定される浸水深で0.5m～3mの区域に該当しています。詳細については、茂原市役所総務部防災対策課(0475-36-7580)で確認してください。 ・本地は、接面道路より0.3～0.4m高く、北側、東側、南側の各接面道路には高さ約0.3mのコンクリート土留めが設置されています。 ・本地は、景観法による景観区域内に立地するため、一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく届出が必要になります。詳細については、茂原市都市建設部都市計画課(0475-20-1546)で確認してください。 ・本地において、一定規模以上の宅地開発事業を行う場合については、茂原市宅地開発指導要綱に基づく所定の手続きが必要になる場合があります。詳細については、茂原市都市建設部都市計画課(0475-20-1546)で確認してください。 ・本地は、総合保養地域整備法(リゾート法)による特定地域の区域内に所在するため、一定規模以上の建築物については、建築基準法施行条例に基づく規制の対象となります。詳細については、茂原市都市建設部建築課(0475-20-1588)で確認してください。 ・本地において、一定規模以上の建築物を建築する場合、茂原市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく所定の手続きが必要となる場合があります。詳細については、茂原市都市建設部建築課(0475-20-1588)で確認してください。 ・土壌汚染については、調査は実施していません。 ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地には該当しません。 ・本物件は上記のとおり工作物が設置されていますが、本調書記載の有無に関わらず、すべて現状有姿による引渡しとします。 ・図面、その他記載事項と現状が異なる場合は、現状を優先します。 ・土地の開発等(建築を含む)に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の法令及び条例などにより、規制・指導がなされる場合がありますので、詳細は各関係機関へ確認してください。

※ご注意:必ずご自身で、現地確認をお願いいたします。

【案内図】

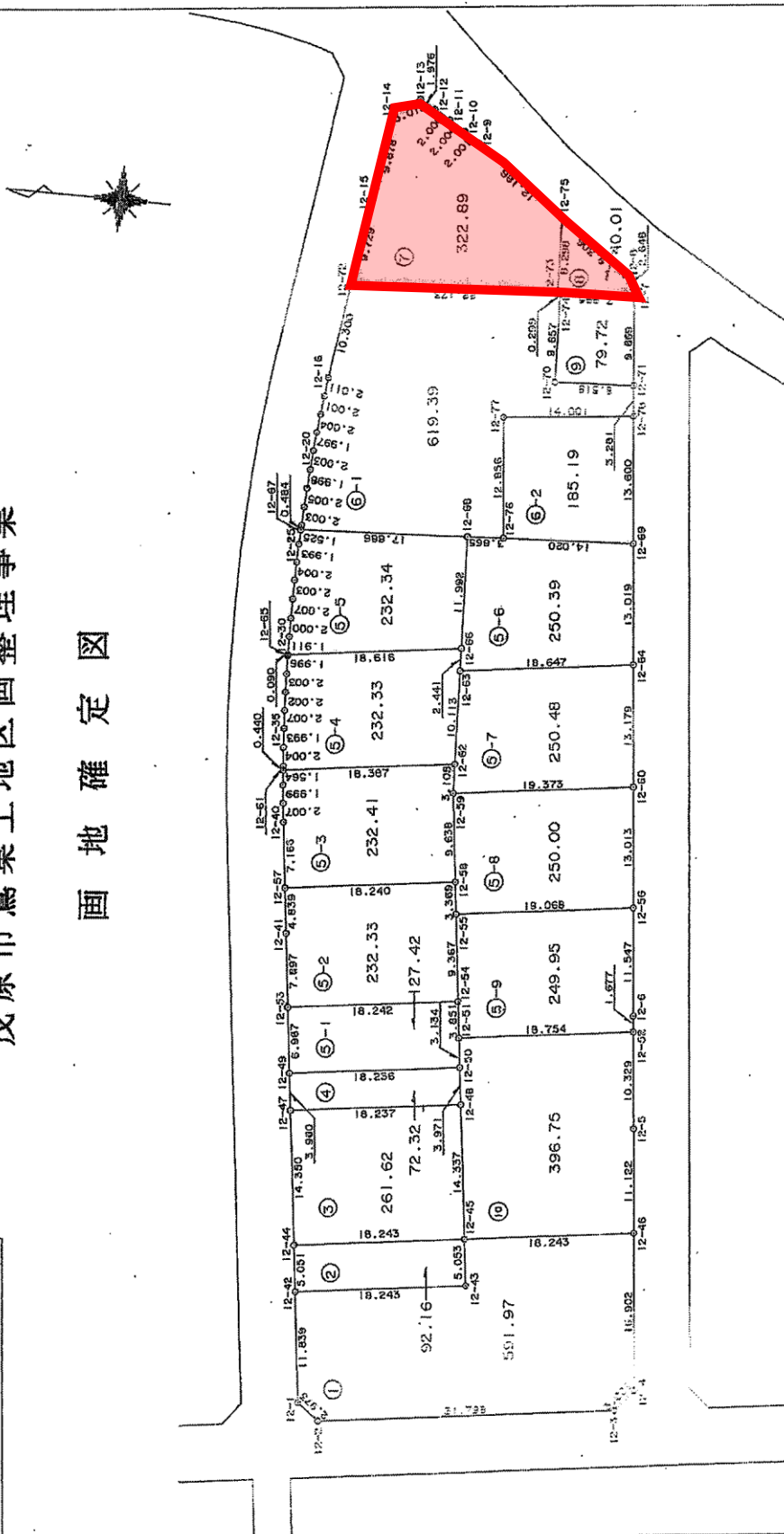


【位置図】



業事整理區區地土巢鷺市茂

圖定確地画



縮尺 1:500